

発行日 2026年5月1日

隣組回覧



「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2026年 5月19日 (火)

午前10時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先
人権に関する総合相談窓口
須坂市人権交流センター
電話
026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

月日	曜日	相談時間	開催場所
5月11日	月	午前10時～正午	小川村役場
5月21日	金	午後1時30分～3時30分	高山村役場

★下記のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110 番 0570-003-110

こどもの人権 110 番(通話料無料) 0120-007-110

月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会

須坂市人権交流センターに「総合相談窓口」を開設しています。

月～金 午前 9時～午後5時(ただし 年末年始及び祝祭日は除く)

電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

みんなでつくる共生社会きょうせいしゃかい

すべての人は、等しく人権をもっています。

障がいがある、なしによって分けられることがなく、

一人ひとりを大切にする社会をつくっていくことが大切です。

このような社会を「**共生社会**」といいます。

わたし 私たちにできることは何だろう？

しょう
障がいを
りかい
理解する

しょう 障がいには様々な種類があり、程度も一人ひとり違います。
また、聴覚障がいや心臓などの内部障がいのように、
がいけん 外見では分からない障がいもあります。
ひと あ 配慮や支援を心がけましょう。

さべつ
差別を
なくす

しょう 障がいがあるという理由で差別するなど、
しょう 障がいのある人の権利を認めないようなことをしてはいけません。

しゃかいてきしょうへき
社会的障壁
しゃかい かべ
(社会の壁)
をなくす

しょう 障がいのある人を、もっと受け入れる社会に変わることができれば、
しょう 障がいのある人は、働くことや趣味、スポーツなど、
しゃかい 社会のすべての場面に参加できるようになります。
しょう 障がいのある人にとって、どんなことが社会的障壁になっているのかを、
しょう 障がいのない人も一緒に考えて
しゃかいてきしょうへき 社会的障壁をなくしていくことが必要です。

こんなことから始めてみよう



「かわいそう」
などと
とくべつし 特別視しない

できない
だろうと
き 決めつけない

こえ か
声を掛けて
ひつよう 必要なことを
てだす 手助けする